

臨江閣利用許可申請書

(あて先)指定管理者 Made in MAEBASHI コンソーシアム

許可印	許可 第 号

●年●月●日

※太枠内を全てご記入の上、ご提出をお願いします。

団体所在地: 前橋市大手町○丁目○番地
団体名: 前橋●●●●●会
代表者住所: 前橋市千代田町●丁目●番地●号
フリガナ: マエバシ タロウ
代表者氏名: 前橋 太郎
TEL / FAX: ●●●●-●●●●-●●●● (●●●●-●●●●-●●●●)

次のとおり臨江閣を利用したく申請しますので許可をしてください。

利用目的	利用の具体的な内容、主旨等について記載してください。 ・臨江閣の別館和室でカルタ大会を行う。												
施設名	希望する施設（諸室）にチェックを入れてください。												
	本館	1階	<input type="checkbox"/> 一の間 <input type="checkbox"/> 次の間	<input type="checkbox"/> 三の間									
			<input type="checkbox"/> 控えの間 <input type="checkbox"/> 奥座敷一の間	<input type="checkbox"/> 奥座敷次の間									
	2階	<input type="checkbox"/> 一の間（御座所）	<input type="checkbox"/> 次の間	<input type="checkbox"/> 控えの間									
別館	1階	<input type="checkbox"/> 西洋間 <input checked="" type="checkbox"/> 第1和室 <input checked="" type="checkbox"/> 第2和室	<input type="checkbox"/> 第3和室 <input type="checkbox"/> 第4和室 <input type="checkbox"/> 第5和室										
	2階	<input type="checkbox"/> 大広間											
屋外	<input type="checkbox"/> 茶室	<input type="checkbox"/> 前橋公園日本庭園 和室	<input type="checkbox"/> 前橋公園日本庭園 園路										
※職業としての撮影（個人でも金銭の授受を伴う撮影含む）で必ず使用したい諸室がある場合、または諸室を長時間独占する必要がある場合、本書による使用申請及び時間区分による料金が発生します。													
参加者から入場料及びこれに類する料金徴収の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	入場料を徴収する場合、利用料金が変わります。										
減免申請の有無（次頁も確認下さい）	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	別途「臨江閣利用料金減免申請書」を提出下さい。										
利用期間（日時）	2025 年 ● 月 ● 日 ～ 2025 年 ● 月 ● 日 まで												
	<input type="checkbox"/> 午前（9時～12時）	<input checked="" type="checkbox"/> 午後（13時～17時）		前日/翌日で設営撤収を予定し施設利用をする場合、その日時も記載下さい。									
<input type="checkbox"/> 夜間（18時～22時）	<input type="checkbox"/> 全日（9時～22時）												
利用予定人員	主催者・関係者人数	3	参加者人数	8									
当日責任者	フリガナ氏名	マエバシ ハナコ 前橋 花子	緊急連絡先	●●●●-●●●●-●●●●									
メールアドレス	maebashi@dddyyy.com			事前連絡等にて必要な場合、記入下さい									
【申請に当たっては、次の内容を誓約の上、 <input type="checkbox"/> をチェック（塗りつぶし・レ点）をしてください】													
■ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。 ※前橋市暴力団排除条例に基づき、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。 また、群馬県警察本部からの求めに応じ、本申請書の内容を照会する場合があります。 ※この様式に記載された個人情報は、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。													
個人情報保護法に基づき、本申請によって取得した個人情報は、業務目的以外での使用及び第三者開示を行いません (施設職員記入欄)													
利用料金内訳	施設	区分（使用諸室）							時間区分	料金徴収有無	料金（円）		
	本館	一の間	次の間	三の間	控えの間	奥座敷一の間	奥座敷次の間	一の間御座所	次の間	控えの間		有・無	
	別館	西洋間	<input checked="" type="checkbox"/> 第1和室	<input checked="" type="checkbox"/> 第2和室	<input type="checkbox"/> 第3和室	<input type="checkbox"/> 第4和室	<input type="checkbox"/> 第5和室	大広間			午後	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	3,040
	屋外	茶室	日本庭園 和室									有・無	
使用料金 合計										3,040			

(別紙) 臨江閣利用許可申請書

以下、ご確認頂き、必要に応じて作成下さい。

以下が分かる利用の計画書がある場合はそれに替えることができます。

1. 利用申請に関する詳細事項

団体名	前橋●●●●会		当日責任者氏名	前橋 花子	
敷地内への 車両乗り入れ予 定	有	一時的に敷地内への車両乗り入れを希望する台数	0台	前橋公園駐車場利用予定台数(想定数)	4台 内、観光バスの駐車は2台まで
	無				
※臨江閣専用の駐車場はありませんので前橋公園駐車場をご利用下さい。 ※隣接する中央児童遊園駐車場への駐車はできません。 ※諸室での行催事開催や団体・学校での見学利用等で駐車場が必要な場合、原則利用者にて確保頂きます。 ※観光バスは前橋公園にて2台まで駐車スペースが確保可能です。 ※お身体が不自由な方や、搬入出のため一時的に臨江閣敷地内への車両乗り入れは可能ですので、事前に申請をしてください。					
設営撤収に時間 を要する場合	設営の予定	日時	●月 ●日 13時00分	～	●月 ●日 13時10分
	撤収の予定	日時	●月 ●日 16時30分	～	●月 ●日 16時50分
※原則、当日申請時間内での設営と撤収を実施して下さい。 ※利用申請時は設営と撤収の時間も含めて余裕のある時間区分を選択して下さい。 ※午前・午後どちらか片方の申請に関わらず、設営撤収で時間を超過した場合、両方の料金を頂く場合があります。 ※前日及び翌日の設営撤収を予定する場合、前後の日程及び時間での利用申請と利用料金が必要となります。					
撮影利用	臨江閣での撮影を希望される場合、以下もご確認頂き、申請必要に該当する場合、別途「臨江閣撮影申請書」を作成、ご提出下さい。				
	①個人での記念撮影	申請不要	個人によるスナップ写真が該当		
	②広告・宣伝目的の撮影(社内報や会報、写真集や雑誌等の撮影、WEB・SNS公開も含む)	申請必要	他の利用者を排除し、諸室を独占して撮影を行う場合、施設利用料金が生じます。		
	③職業としての撮影(映画ドラマ・CM・番組撮影も含む)	申請必要	個人であっても金銭の授受を伴う撮影や、継続反復的な撮影を行う場合、施設利用料金が生じます。		
④公益的な報道目的による撮影(新聞、報道番組)	申請必要	事前に特集記事を掲載する場合、申請が必要です。施設利用料金は生じません。			
ドローン利用	他の利用者及び文化財保護の視点から申請と施設利用料金が必要です。 「文化財保護課所管施設におけるドローン等対応方針」に基づく手続きが必要となります。				

2. 減免に関する詳細事項

公的教育機関または前橋市文化協会及びその所属団体等が主催する催事で使用する場合に、使用料の減免が受けられます。使用料の減免を受けようとする場合には「利用申請書」及び「減免申請書」のほかに、必要書類として(1)利用計画書、(2)収支決算書・予算書、(3)規約又は会則、(4)その他教育長が必要を認める書類の提出が必要となりますので、事前にご準備下さい。

減免の対象となる事業		減免率	備考
(1)	前橋市が主催又は共催(事業の企画又は運営にかかわること)する事業(※1)	全額	「事業」とは、前橋市教育委員会共催・後援等に関する要綱及びその運用に準じ、教育、芸術文化、スポーツ、地域活動等の振興、福祉の増進又は地域社会の発展に寄与する、各種大会、講演会、展覧会又は催物をいう。
(2)	前橋市教育委員会が主催又は共催する事業	全額	
(3)	前橋市文化協会及び前橋市の外郭団体(※2)が主催する事業	全額	
(4)	教育機関(※3)及びこれに関連する団体(※4)における教育活動において、営利目的を伴わない事業	全額	
(5)	前橋市文化協会会員が主催する事業	半額	
(6)	その他市長が減免する特別の理由がある、営利目的を伴わない事業	その都度市長が定める	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・上記以外の利用において主催者より然るべき書面にて申し出があった場合、所管部署への上程を行います。決裁に時間を要しますので直前での受付はできません。 ・裁決の結果、減免に該当しない場合があります。

※1 教育文化の振興等に寄与する、各種大会、講演会、展覧会又は催物をいう。

※2 「前橋市の外郭団体」とは、一般財団法人前橋市まちづくり公社、公益財団法人前橋観光コンベンション協会、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会をいう。

※3 「教育機関」とは、前橋市内外を問わず保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、専門学校、大学及びこれらに類するものをいう。

※4 「関連する団体」とは、参加者の割合が概ね過半数以上を教育機関に所属する者が占める事業を実施するものをいう。